○国土交通省告示第九百五十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

末瀬川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第五百二十五号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

佐賀県多久市西多久町大字板屋

七八九四番二　一号

七八九四番一　二号及び三号

七八九一番一一　四号から六号まで

七八九一番一四　七号

七八九一番一八　八号

七八九一番一〇　九号

七八九一番三　十号

六一七六番二　十一号

六一七六番一　十二号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

観音古賀川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

佐賀県小城市小城町畑田

字観音古賀　四五六四番　一号及び八号

四五六六番三　二号

地先道路敷

四五七七番一　四号

四五三六番一　五号及び六号

佐賀県小城市小城町晴気

字シヲンボウ　三二九一番二　三号

地先道路敷

三一八〇番　七号

字中村

○国土交通省告示第九百五十五号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十九年十月十二日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称

株式会社西条ドライビングスクール

二　主たる事務所の所在地

愛媛県西条市石田二百八十四番地

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第九百五十六号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十九年十月十二日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称

株式会社西条ドライビングスクール

二　主たる事務所の所在地

愛媛県西条市石田二百八十四番地

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第九百五十七号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十九年十月十二日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称

合資会社東九州自動車学校

二　主たる事務所の所在地

宮崎県延岡市土々呂町五丁目二千六百二十一番地

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第九百五十八号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十九年十月十二日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称

合資会社東九州自動車学校

二　主たる事務所の所在地

宮崎県延岡市土々呂町五丁目二千六百二十一番地

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第九百五十九号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十九年十月十二日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称

協同組合中央経友会

二　主たる事務所の所在地

長野県安曇野市堀金烏川五千六十四番地七

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第九百六十号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十九年十月十二日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称

協同組合中央経友会

二　主たる事務所の所在地

長野県安曇野市堀金烏川五千六十四番地七

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第九百六十一号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十九年十月十二日に認定したので、同規則第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習

1　名称

九州日野自動車株式会社

2　主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区箱崎ふ頭二丁目二番二十六号

3　講習の種類

基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）